

# 事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)

認定支援機関が関与して作成した事業再生の計画等に基づいて、事業再生に取り組む方が利用できる制度です。

既存の事業再生計画実施関連保証と比較して、低保証料率(国の補助によって実質0.3%の負担)、据置期間の延長(最長3年間)と有利な条件で借入が出来ます。

## 融資対象者

中小企業再生支援協議会等の関与のもとで事業再生に向けた事業再生計画等(裏面1)を策定している県内の中小企業・小規模事業者の方。  
(策定した事業計画に対して、債権者間の合意が必要です。)

保証限度額	2億8,000万円(事業再生計画実施関連保証制度及び事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)と合算)
保証期間	一括返済の場合1年以内 分割返済の場合15年以内(うち、据置3年以内)
資金使途	運転・設備資金(事業再生の計画の実施に必要な資金に限る)
借換の取扱	既保証付融資の借換が可能です 詳細は裏面2をご確認ください
貸付利率	金融機関所定の利率
保証料率(年率)	責任共有制度の対象 0.80% (経営者保証免除対応(裏面3)を行う場合は1.00%) 責任共有制度の対象外 1.00% (経営者保証免除対応(裏面3)を行う場合は1.20%) ただし、国の補助により実質0.3%となります。(条件変更による追加保証料は除く)
保証人	必要となる場合がありますが、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 経営者保証免除対応(裏面3)を適用する場合は代表者も不要です。
担保	必要に応じて
その他条件	融資実行後、四半期に一度金融機関へ計画の実行状況の報告が必要です (金融機関は事業年度ごとに保証協会への報告が必要です) 詳細は「金融機関によるフォローアップについて」(裏面4)をご確認ください。
取扱期間	令和7年3月14日～令和8年3月31日(協会受付分まで)

○申込に必要な事業計画等の内容については、裏面をご確認ください。

### 【保証部】

保証一課：097-532-8246 (大分市・日田市・由布市・玖珠郡)

保証二課：097-532-8247 (上記以外の地区)

### 【経営支援部】

経営支援一課：097-532-8296 (豊和銀行、大分信用金庫、日田信用金庫、県外金融機関、大分みらい信用金庫、商工中金)

経営支援二課：097-532-8297 (大分銀行、大分県信用組合、伊予銀行、愛媛銀行)



## 1. 事業再生の計画について

本制度の利用にあたっては、制度要綱に記載されているうちいずれかの計画を策定し、当該計画に係る債権者全員の合意が成立している必要があります。

(計画例)

- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業再生支援全国本部)、認定支援機関(中小企業再生支援協議会及び産業復興相談センター)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ・ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ・ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者等ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

また、策定した計画は以下のいずれの内容も満たす又は含む必要があります。

- ・ 債権者間の合意がとれているもの
- ・ 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- ・ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

## 2. 既保証付融資の借換について

本制度を利用して、既存債務の借換を行うことが可能です。

また、以下の場合では**責任共有制度の対象除外の借入として借換を行うことが可能**です。

- ①責任共有制度の対象除外となる既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込み受付した保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。)を本制度で借り換える場合
- ②セーフティネット保証5号の借入であって、新型コロナウイルス感染症を要因とした危機関連保証の指定期間中に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合

## 3. 経営者保証免除対応について

以下の要件を満たす場合、法人代表者等の経営者保証を免除して借入を行うことができます。

- ①直近の決算が資産超過であること
  - ②法人と代表者の関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について社会通念上適切な範囲を超えていない
- ※本取扱いを行う場合、信用保証料率が0.2%上乘せされます。  
なお、上乘せとなる0.2%についても国による保証料補助の対象となりますが、条件変更により追加の信用保証料が発生する場合、全額お客様のご負担となります

## 4. 金融機関によるフォローアップについて

本制度を利用して借入を行った方は、四半期に一度金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う必要があります。金融機関は当該企業からの報告を受けて、事業年度ごとに一度(原則として融資実行から3年間の報告(保証期間が3年に満たない場合は終期の属する事業年度の報告まで))が必要です。

## 事業再生の計画策定支援について

大分県信用保証協会では、経営支援や再生支援が必要な中小企業者の方のために、中小企業者及び金融機関が一堂に会する「サポートミーティング」を実施しているほか、大分県中小企業活性化協議会を利用して経営改善計画書を策定する費用のうち自己負担部分についての一部補助事業を行っております。

### ・ サポートミーティング(経営サポート会議)

当協会の保証を利用しており、既往借入金について返済緩和等の措置を受けている方を対象に、経営改善に向けた今後の取組み等について取引金融機関や関係機関と意見交換を行う会議です。

### ・ 経営改善計画に対する補助事業

国が実施する認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業(405事業)にかかる費用のうち、事業者の自己負担部分の一部に対して補助を行います。

経営改善計画策定支援事業は15万円が上限です。ただし2度目以降の利用は10万円を上限とします。